

商品概要説明書

《 J Aマイカーローン 》 (基金協会保証型)

(平成30年4月2日現在適用中)

1. 商品名	J Aマイカーローン
2. お使いみち	<input type="checkbox"/> 自動車購入資金 (中古車・自動二輪車および原付を含む) <input type="checkbox"/> 自動車購入時の税金、保険等 <input type="checkbox"/> カー用品購入資金 <input type="checkbox"/> 車検・修理費用 <input type="checkbox"/> 運転免許証取得費用 <input type="checkbox"/> 車庫購入・建築費用 <input type="checkbox"/> 現在、他金融機関等からお借入中のマイカーローンの借換資金 ※個人売買、事業用自動車および事業用自動車に関するものは対象となりません。
3. ご利用いただける方	<input type="checkbox"/> 当 J Aの組合員の方。(お借入時まで、組合員にご加入いただける方。) <input type="checkbox"/> お借入時の年齢が満 18 歳以上で、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方。 なお、満 20 歳未満の方は、農業者または給与所得者に限ります。 <input type="checkbox"/> 前年度税込年収が 150 万円以上の方。 ただし、農業以外の自営業者の場合、過去 2 年間の所得が 150 万円以上の方。 <input type="checkbox"/> 継続して安定した収入が認められる方。 ※農業以外の自営業者の場合は、営業年数が 2 年以上の方。 ※嘱託・契約・派遣社員の場合は、勤続年数が 1 年以上の方 <input type="checkbox"/> 当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 <input type="checkbox"/> その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
4. お借入金額	<input type="checkbox"/> 1,000 万円以内 (1 万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。 ※嘱託・契約・派遣社員の場合は、300 万円以内とします。 ※車庫購入・建築費用の場合は、100 万円以内とします。
5. お借入期間	<input type="checkbox"/> 10 年以内 (嘱託・契約・派遣社員の場合は 5 年以内) ※他金融機関からお借入中のマイカーローンの借換の場合、借換するマイカーローンの残存期間の範囲内とします。
6. お借入利率	<input type="checkbox"/> 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。(お借入期間中の見直し・変更はございません。) <input type="checkbox"/> お借入利率等、詳細については、当 J Aの窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	<input type="checkbox"/> 「元利均等方式」 <input type="checkbox"/> 「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済 (毎月返済に加え年 2 回、特定月の増額返済)」からご選択いただけます。 ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の 50% を限度とします。 <input type="checkbox"/> その他返済方法等、詳細については、当 J Aの窓口へお問い合わせください。
8. 担保	<input type="checkbox"/> 不要です。
9. 保証	<input type="checkbox"/> 当 J Aが指定する保証機関 (福岡県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要です。 ※お借入時の年齢が満 20 歳未満の方は、法定代理人 (親権者) の同意が必要となります。
10. 保証料	<input type="checkbox"/> 一括前払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い お借入時に一括して保証料 (年率 0.80% で計算した金額) をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料 (年率 0.80% で計算した金額) をお支払いいただきます。
11. 手数料	<input type="checkbox"/> お借入時、無料。 <input type="checkbox"/> 繰上返済をされる場合も、無料。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部リスク管理課またはJAグループ福岡相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
13. その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ご返済額の試算については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>